

偽装請負になっていませんか？

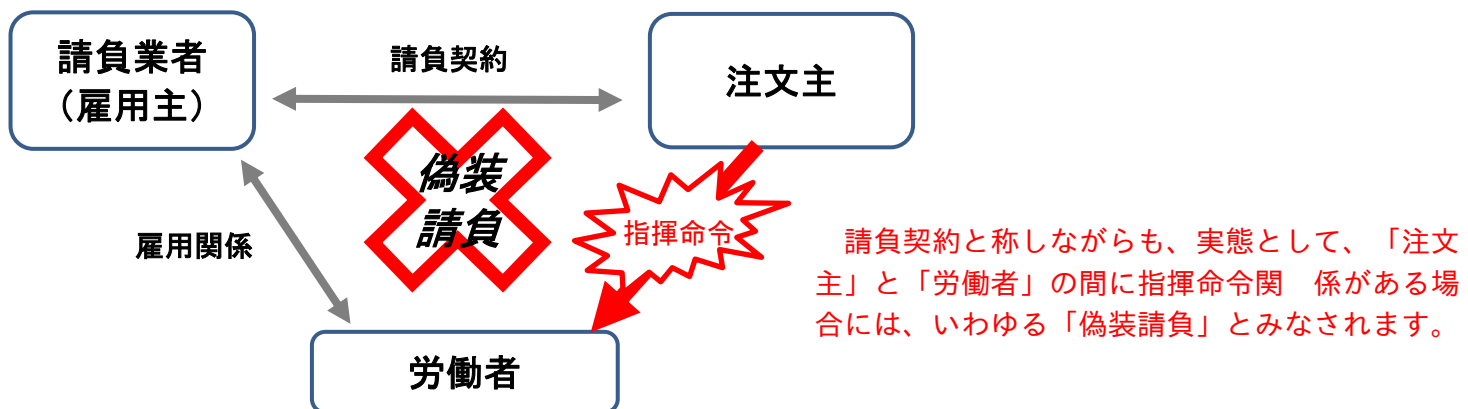
労働者派遣法により、建設業務への労働者派遣は禁止されています。

◇労働者派遣法で禁止されている建設業務とは、土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいいます。（※労働者派遣法第4条第1項）

また、**除染作業**は建設作業の準備作業とみなされることがほとんどで、
建設作業の準備作業への**労働者派遣は行うことはできません**。

一般的に、派遣先が建設現場である場合には、単独で実施すれば建設業務に当たらない業務であっても、それが土木・建築等の作業の準備作業に当たるものとみなされることがほとんどであるため、禁止業務に該当することになります。
※「除染等作業に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月厚生労働省）参照

次のような場合には、**偽装請負**とみなされ、**労働者派遣法違反**となります。



請負が適正に実施されるようにしてください。

